

放射性物質の食品健康影響評価の基本的考え方

- 「放射性物質に関する緊急とりまとめ」（3月29日 食品安全委員会）で用いた国際放射線防護委員会（ICRP）、世界保健機関（WHO）が公表している資料に加え、米国毒性物質疾病登録機関（ATSDR）の放射性物質に関する報告書に引用されている文献、その他放射性物質に関連する文献等も検討の対象とし、食品健康影響評価を行う。
- 評価の対象の核種としては、放射性ヨウ素、放射性セシウム、ウラン並びにプルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種とするが、放射性セシウムに関連してストロンチウムも検討する。
- 「放射性物質の評価の取りまとめの骨子」を踏まえ、専門委員が α 核種と β 核種の放射性物質について、分担して食品健康影響評価を行う。
- 食品健康影響評価は、ヒトの健康に及ぼす影響についての評価を行うものであって、本来は、緊急時であるか、平時であるかによって、評価の基準などが変わる性格のものではないことに鑑み、また、評価と管理の分離の観点から、管理措置に評価が影響されるようなことがないよう留意する。
- 食品からの放射性物質の摂取と外部被曝との関係については、当面は、外部被曝は著しく増大しないことを前提として、放射性物質の食品健康影響評価について検討する。